

10/27 受領

平成28年10月25日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 濱田 和孝

平成28年(ハ)第33号不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成28年10月4日

判 決

宮崎県 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 宮 田 尚 典

東京都文京区本郷三丁目33番5号

被 告 MUニコス・クレジット株式会社

同代表者代表取締役 伊 勢 信 也

同訴訟代理人弁護士 福 士 貴 紀

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3万2775円及びうち2万3034円に対する平成28年5月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。ただし、被告が3万2000円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨（ただし、第3項の仮執行免脱宣言は除く。）

第2 事件の概要

1 請求原因の要旨

原告は、貸金業者である被告との間において、別紙記載のとおり平成12年1月29日から平成19年12月28日までの間、継続的に金銭の借入と返済を繰り返したので、利息制限法所定の利率に従い引き直し計算した結果生じた過払金2万3034円、被告は民法704条の悪意の受益者であるので平成2

8年5月11日までの過払金に対する利息の合計9741円及び過払金2万3034円に対する同月12日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払いを求める。

2 争点

(1) 原告と被告間の平成19年3月19日締結の債務承認弁済契約（以下「本件契約」という。）により過払金返還請求権は消滅したか（抗弁）。

（被 告）

原告と被告間の本件契約は、約定に基づく立替金、貸金等の債務の返済が遅れたことを受け、今後は新たなカードの利用等が不可能になるとともに、原告と被告間で協議の上、確定した現存債務については、約定金利及び遅延損害金を減免することにより、債務額を減額し、かつ、月々の返済額についても元々の契約の返済方式よりも緩和して弁済するという内容の和解契約（民法695条）である。原告は、和解契約たる本件契約の締結により、過払金返還債権を放棄するとともに、みずから認めた債務額を支払っていくことを被告との間において合意した。和解契約には、和解の対象とされた事項がたとえ真実と異なっていたとしても和解したとおりに確定するとの効果がある。しかも、被告も約定金利及び遅延損害金を減免する等の措置を講じているため、少なくともその範囲では原告に譲歩しており、互譲の要件を満たしている。それゆえ、本件の過払金返還請求は上記合意に反しており、理由がない。

（原 告） 錯誤無効（再抗弁）

利息制限法所定の利率による引直計算をした場合の残債務額や過払金の存否は本件契約の前提であるとともに、本件契約をするうえでの重要な要素をなすものであるから、これについての錯誤は要素の錯誤にあたる。原告は、貸金債務が39万8966円存在するものと誤って認識し、本件契約に応じる方が有利であると認識して本件契約をしたのであるから、動機の錯誤があったものといえる。動機の錯誤が要素の錯誤となるためには、その動機が相手方に表示されていることが

必要である。本件においては、被告は、39万8966円の残債務が存在し、それを6650円ずつ分割返済するという内容の契約条項を記載した支払に関する本件契約書を原告に送付して本件契約を持ちかけ、原告は本件契約書に記載されているとおりの残債務が存在しているものと認識し、これに署名して送付したものであり、このような経過からすると貸金残債務が39万8966円存在するものと認識した上で、それを前提とした場合には本件契約をする方が有利であるから本件契約に応じるという原告の本件契約の動機は、黙示的に被告に表示されたと認めることができる。したがって、本件契約締結の意思表示には要素の錯誤があったものといえる。

(2) 原告の錯誤の主張については、重過失があるか(再々抗弁)。

(被 告)

原告の引用する最高裁平成18年1月13日判決を受けて、過払金返還請求については、多くの法律事務所が手がけるようになっており、その旨の広告等も出回っていた。とすれば、原告は、当時過払金により債務残高が減っていたことを知らなかつたことにつき、重過失がある。

(原 告)

被告は、最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決によって、貸金業者がみなし弁済規定の適用を主張することが困難となった状況において、原告に対して本件契約書を送付して、本件契約を持ちかけたのであり、原告は、本件契約以前に取引履歴の開示を受けたことも、債務整理について弁護士に相談したことにもなかつたこともあるて、本件契約書に記載された内容を信じて本件契約に応じただけである。

(3) 原告と被告間の本件契約は詐欺により取消しうるか(再抗弁)。

(原 告)

仮に、被告の本件契約(和解契約)成立の主張が認められるとすれば、被告が原告に対して真実は「2万7706円と39万8966円との差額37

万1260円につき、原告に債務がないことを知りながらこれを秘して」「原告に多額の債務があるかのように表示し」、その旨、原告を誤信させて契約させたことになる。よって、原告は、本件契約が詐欺であるという理由で取り消す。

(被 告)

現在、被告と訴外三菱UFJニコスが別会社であることから、当時の担当者の認識については不知。そもそも詐欺取消主張における欺罔行為とは、社会通念上違法と認められるものである必要があるが、本件ではそのような欺罔行為は存在せず詐欺取消の主張は成立しない。

(4) 被告の本件契約に基づく弁済金の受領は、「悪意の受益者」でないか。

(被 告)

原告の本件契約に基づく返済は和解契約に基づく和解金の分割払いに過ぎず、貸金取引に対する返済とは異なる。そうすると、被告の弁済金の受領は「悪意の受益者」であるとはいえない。

第3 争点に対する判断

1 当事者間に、被告が貸金業務及びクレジットカード業務を営んでいる会社であることは、争いはない。また、甲第1号証の2及び同第1号証の3によると、原告と被告間において、別紙過払金計算書記載の年月日欄の借入額のとおりの借入がなされ、年月日欄の返済額のとおり返済がなされたことが認められる。

2 争点（1）

（1）乙第1号証によると、原告と被告間において、平成19年3月19日に原告は、被告に対し、本件契約による借受金残債務39万8966円の支払義務があることを認め、これを同年4月から平成24年3月まで毎月6650円（但し、最終回は6616円）を60回に分割して支払う旨の本件契約が成立したことが認められ、被告の本件契約（和解契約）成立の抗弁は理

由がある。

(2) そこで、原告は、前記のとおり本件契約につき、錯誤無効を主張するので検討する。

甲第1号証の1ないし同第2号証、乙第1号証によると、原告は、被告から平成12年1月29日に10万円を借入れ、その後も継続的に借入と返済を繰り返していたが、平成18年の終わりころから毎月の返済が滞るようになり、被告から支払の催促の連絡が来るようになっていたこと、その後、被告の従業員から返済方法の変更という提案が電話であり、書類を送るので、それに署名押印してくれればよいということであったため、月々の返済が6650円になり、それまでの返済が1万5000円から1万6000円であったことから楽になる思い署名押印して返送したこと、原告は取引履歴を開示されたこともなく利息制限法の利率で引直計算をしたこともなかったことが認められる。

以上の認定事実によると、和解においては、利息制限法所定の利率により引直計算をした後の残債務額や過払金発生の有無は和解の前提となるものであり、和解をするうえで重要な要素をなすものであること、原告は、素人であり被告の従業員から示された約定利率によって計算された債務額が存在するものと誤って認識し、被告が提示した債務承認弁済契約（和解）案に応じた方が有利であると思い、本件債務承認弁済契約書に署名押印して返送したという経緯からすると、被告によって提示された債務が存在するものと認識し、これを前提にすると、本件和解をした方が有利であるから、本件和解に応じるという和解の動機が默示的に表示されていると認めるのが相当である。従って、原告の本件契約（和解）締結の意思表示には要素の錯誤があったものと認められ、原告の再抗弁は理由がある。

3 争点（2）

甲第2号証によると、平成19年3月当時、最高裁平成18年1月13日判決を受けて、過払金返還請求については、多くの法律事務所が手がけるように

なっており、その旨の広告等も出回っていたことは、裁判所に顕著な事実であるが、原告はお茶と牛で生計を立てている農家であり、本件契約を締結した当時、被告の従業員からは取引履歴の開示もなく、提示された約定利率によって計算された債務額が存在するものと誤って認識し、被告が提示した和解案に応じた方が有利であると思い、本件債務承認弁済契約書に署名押印して返送したというものであり、原告が素人であることを考慮すると、原告が取引履歴の開示を請求し、利息制限法所定の利率で引直計算しなかったことや弁護士等の専門家に相談しなかったことをもって原告に重過失があったと認めることはできず、本件契約は錯誤により無効であるというべきである。

4 よって、その余について、判断するまでもなく、原告の請求は理由があるので、本件取引を利息制限法所定の利率に従い引直計算すると、別紙過払金計算書記載のとおりの結果となるので、これを認容し、主文のとおり判決する。

小林簡易裁判所

裁 判 官 松木場 和明

別紙

過払金計算書

1 / 4

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算		期間至	制限	法	引	直	計	算	過払利息計算	利率5%, 円未満四捨五入	利息	元金入金額	残元金	
				自	~													
1	H12.1.29	100,000		H12.1.29	~	H12.2.23	26	26	18.00%	1,278	1,278					100,000	100,000	
2	H12.2.24	100,000	102,268	H12.2.24	~	H12.2.27	4	4	18.00%	393	100,597					200,000	200,000	
3	H12.2.28	70,000		H12.2.28	~	H12.3.5	7	7	18.00%	342	342					99,403	99,403	
4	H12.3.6			H12.3.6	~	H12.3.26	21	21	18.00%	1,749	100,328					169,403	169,403	
5	H12.3.27			H12.3.27	~	H12.3.30	4	4	18.00%	135	135					69,075	69,075	
6	H12.3.31	200,000	85,119	H12.3.31	~	H12.4.26	27	27	18.00%	3,572	81,412					269,075	269,075	
7	H12.4.27		12,969	H12.4.27	~	H12.5.28	32	32	18.00%	2,953	10,016					187,663	187,663	
8	H12.5.29		12,315	H12.5.29	~	H12.6.26	29	29	18.00%	2,533	9,782					177,647	177,647	
9	H12.6.27		12,270	H12.6.27	~	H12.7.26	30	30	18.00%	2,476	9,794					167,865	167,865	
10	H12.7.27		12,347	H12.7.27	~	H12.8.27	32	32	18.00%	2,487	9,860					158,071	158,071	
11	H12.8.28			H12.8.28	~	H12.9.3	7	7	18.00%	510	510					148,211	148,211	
12	H12.9.4	130,000	11,882	H12.9.4	~	H12.9.26	23	23	18.00%	3,146	8,226					278,211	278,211	
13	H12.9.27		16,647	H12.9.27	~	H12.10.26	30	30	18.00%	3,983	12,664					269,985	269,985	
14	H12.10.27		14,511	H12.10.27	~	H12.11.26	31	31	18.00%	3,923	10,588					257,321	257,321	
15	H12.11.27		14,107	H12.11.27	~	H12.12.26	30	30	18.00%	3,640	10,467					246,733	246,733	
16	H12.12.27		14,504	H12.12.27	~	H13.1.28	33	5	28	18.00%	3,843	10,661					236,266	236,266
17	H13.1.29		13,528	H13.1.29	~	H13.2.26	29	29	18.00%	3,226	10,302					225,605	225,605	
18	H13.2.27		13,156	H13.2.27	~	H13.3.26	28	28	18.00%	2,972	10,184					215,303	215,303	
19	H13.3.27		13,508	H13.3.27	~	H13.4.26	31	31	18.00%	3,135	10,373					205,119	205,119	
20	H13.4.27		13,307	H13.4.27	~	H13.5.27	31	31	18.00%	2,977	10,330					194,746	194,746	
21	H13.5.28			H13.5.28	~	H13.6.24	28	28	18.00%	2,546	2,546					184,416	184,416	
22	H13.6.25	90,000		12,943	H13.6.25	~	H13.6.26	2	2	18.00%	270	10,127					274,416	274,416
23	H13.6.27		14,822	H13.6.27	~	H13.7.26	30	30	18.00%	3,910	10,912					264,289	264,289	
24	H13.7.27		14,715	H13.7.27	~	H13.8.26	31	31	18.00%	3,873	10,842					253,377	253,377	
25	H13.8.27		14,514	H13.8.27	~	H13.9.26	31	31	18.00%	3,707	10,807					242,535	242,535	
26	H13.9.27			H13.9.27	~	H13.10.28	32	32	18.00%	3,656	3,656					231,728	231,728	
27	H13.10.29			14,517	H13.10.29	~	H13.11.26	29	29	18.00%	3,587	10,758					261,728	261,728
28	H13.10.29			14,345	H13.10.29	~	H13.12.26	30	30	18.00%	3,552	10,818					250,867	250,867
29	H13.11.27			14,370	H13.11.27	~	H14.1.27	32	32	18.00%	3,618	10,970					240,109	240,109
30	H13.12.27			14,588	H13.12.27	~	H14.2.26	30	30	18.00%	3,229	10,753					229,291	229,291
31	H14.1.28			13,402	H14.2.27	~	H14.3.26	28	28	18.00%	2,866	10,536					218,321	218,321
32	H14.2.27			14,339	H14.3.27	~	H14.4.29	34	34	18.00%	3,303	11,036					207,568	207,568
33	H14.3.27			12,860	H14.4.30	~	H14.5.26	27	27	18.00%	2,476	10,384					197,032	197,032
34	H14.4.30			13,401	H14.5.27	~	H14.6.26	31	31	18.00%	2,684	10,717					185,996	185,996
35	H14.5.27															175,612	175,612	
36	H14.6.27															164,895	164,895	

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		制限期間	引法	直法	利息 元金入金額	過払い利息計算		(一)は過払い残元金 (二)は金額
				自	~					利島制限 法利率	利息 等(累計)	
37	H14.7.29	13,391	H14.6.27 ~ H14.7.28	32	32	18.00%	2,602	10,789				154,106
38	H14.8.4	60,000	H14.7.29 ~ H14.8.3	6	6	18.00%	455	455				214,106
39	H14.8.27	12,718	H14.8.4 ~ H14.8.26	23	23	18.00%	2,428	9,835				204,271
40	H14.9.27	20,000	H14.8.27 ~ H14.9.26	31	31	18.00%	3,122	3,122				224,271
41	H14.9.27	30,000	H14.9.27 ~ H14.9.26			18.00%	3,122	3,122				254,271
42	H14.9.27	75,314	H14.9.27 ~ H14.9.26	31	31	18.00%	2,783	72,192				182,079
43	H14.10.28	13,803	H14.9.27 ~ H14.10.27			18.00%	3,122	11,020				171,059
44	H14.11.1	40,000	H14.10.28 ~ H14.10.31	4	4	18.00%	337	337				211,059
45	H14.11.27	13,443	H14.11.1 ~ H14.11.26	26	26	18.00%	2,706	10,400				200,659
46	H14.12.27	14,882	H14.11.27 ~ H14.12.26	30	30	18.00%	2,968	11,914				188,745
47	H15.1.7	20,000	H14.12.27 ~ H15.1.6	11	11	18.00%	1,023	1,023				208,745
48	H15.1.27	14,160	H15.1.7 ~ H15.1.26	20	20	18.00%	2,058	11,079				197,666
49	H15.2.27	20,000	H15.1.27 ~ H15.2.26	31	31	18.00%	3,021	3,021				217,666
50	H15.2.27	14,716	H15.2.27 ~ H15.2.26			18.00%						205,971
51	H15.3.27	14,048	H15.2.27 ~ H15.3.26	28	28	18.00%	2,844	11,204				194,767
52	H15.4.28	14,727	H15.3.27 ~ H15.4.27	32	32	18.00%	3,073	11,654				183,113
53	H15.4.30	10,000	H15.4.28 ~ H15.4.29	2	2	18.00%	180	180				193,113
54	H15.5.27	14,124	H15.4.30 ~ H15.5.26	27	27	18.00%	2,571	11,373				181,740
55	H15.7.14	14,383	H15.5.27 ~ H15.7.13	48	48	18.00%	4,302	10,081				171,659
56	H15.7.22	20,000	H15.7.14 ~ H15.7.21	8	8	18.00%	677	677				201,659
57	H15.7.22	10,000	H15.7.22 ~ H15.7.21			18.00%						
58	H15.7.28	14,204	H15.7.22 ~ H15.7.27	6	6	18.00%	596	12,931				188,728
59	H15.8.27	14,609	H15.7.28 ~ H15.8.26	30	30	18.00%	2,792	11,817				176,911
60	H15.9.29	14,937	H15.8.27 ~ H15.9.28	33	33	18.00%	2,879	12,058				164,853
61	H15.10.2	10,000	H15.9.29 ~ H15.10.1	3	3	18.00%	243	243				174,853
62	H15.10.21	50,000	H15.10.2 ~ H15.10.20	19	19	18.00%	1,638	1,881				224,853
63	H15.10.27	60,000	H15.10.21 ~ H15.10.26	6	6	18.00%	665	2,546				284,853
64	H15.10.27	13,725	H15.10.27 ~ H15.10.26			18.00%						273,674
65	H15.12.12	17,259	H15.10.27 ~ H15.12.11	46	46	18.00%	6,208	11,051				262,623
66	H16.1.16	16,961	H15.12.12 ~ H16.1.15	35	35	20	18.00%	4,527	12,434			250,189
67	H16.1.21	10,000	H16.1.16 ~ H16.1.20	5	5	18.00%	615	615				260,189
68	H16.1.21	15,946	H16.1.21 ~ H16.2.6	17	17	18.00%	2,258	13,073				270,189
69	H16.2.7	16,835	H16.2.7 ~ H16.2.26	20	20	18.00%	2,529	14,306				257,116
70	H16.2.27	10,000	H16.2.27 ~ H16.3.4	7	7	18.00%	835	835				242,810
71	H16.3.5	16,570	H16.3.5 ~ H16.3.28	24	24	18.00%	2,983	12,752				252,810
72	H16.3.29											240,058

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		制限	法引直	利息	利率	過払い利息(累計)	元金入金額	利息	利率5%	過払い利息計算	元金入金額	(一)は過払 い、残元金	残元金
				自	~												
73 H16.4.4	10,000		H16.3.29	~	H16.4.3	6	6	18.00%	708	708						250,058	
74 H16.4.27	10,000	16,232	H16.4.4	~	H16.4.26	23	23	18.00%	2,828		12,696					237,362	
75 H16.5.6	10,000	16,545	H16.4.27	~	H16.5.5	9	9	18.00%	1,050			12,941				247,362	
76 H16.5.27	10,000	17,136	H16.5.6	~	H16.5.26	21	21	18.00%	2,554							234,421	
77 H16.6.8	10,000	16,328	H16.6.8	~	H16.6.27	12	12	18.00%	1,383			1,383				244,421	
78 H16.6.28	10,000	16,733	H16.6.28	~	H16.7.26	20	20	18.00%	2,404			13,349				231,072	
79 H16.7.27	10,000	16,516	H16.7.27	~	H16.8.4	9	9	18.00%	3,295			13,033				218,039	
80 H16.8.5	10,000	16,570	H16.8.5	~	H16.8.26	22	22	18.00%	965			965				228,039	
81 H16.8.27	10,000	16,773	H16.9.8	~	H16.9.26	12	12	18.00%	2,467			13,138				214,901	
82 H16.9.8	10,000	16,516	H16.10.4	~	H16.10.26	19	19	18.00%	1,268			1,268				224,901	
83 H16.9.27	10,000	17,432	H16.11.2	~	H16.11.28	7	7	18.00%	728			728				211,497	
84 H16.10.4	10,000	16,106	H16.11.29	~	H17.1.8	23	23	18.00%	2,505			13,283				221,497	
85 H16.10.27	10,000	17,312	H16.11.29	~	H17.1.9	6	6	18.00%	614			614				208,214	
86 H16.11.2	10,000	16,586	H17.1.10	~	H17.2.6	27	27	18.00%	2,897			13,921				218,214	
87 H16.11.29	10,000	17,015	H17.2.7	~	H17.2.18	41	41	18.00%	4,121			4,121				204,293	
88 H17.1.9	10,000	16,586	H17.2.7	~	H17.3.6	1	1	18.00%	94			94				192,308	
89 H17.1.10	10,000	16,586	H17.3.6	~	H17.3.27	28	28	18.00%	2,793			13,699				202,308	
90 H17.2.7	10,000	17,015	H17.4.4	~	H17.4.3	12	12	18.00%	1,116			1,116				188,609	
91 H17.2.19	10,000	16,582	H17.4.4	~	H17.4.26	9	9	18.00%	881			881				198,609	
92 H17.2.28	10,000	16,632	H17.4.27	~	H17.5.26	30	23	18.00%	543			543				183,591	
93 H17.3.6	10,000	16,587	H17.3.6	~	H17.3.28	7	7	18.00%	2,100			2,100				193,591	
94 H17.3.28	10,000	16,582	H17.6.3	~	H17.6.2	3	7	18.00%	622			622				180,347	
95 H17.4.4	10,000	16,578	H17.6.3	~	H17.7.10	38	38	18.00%	2,159			13,801				190,347	
96 H17.4.27	10,000	16,509	H17.7.11	~	H17.7.13	3	3	18.00%	2,611			2,611				176,546	
97 H17.5.27	10,000	16,595	H17.7.14	~	H17.7.26	13	13	18.00%	561			561				162,525	
98 H17.6.3	10,000	16,578	H17.9.1	~	H17.10.6	36	36	18.00%	3,233			3,233				172,525	
99 H17.7.11	10,000	16,670	H17.10.7	~	H17.10.30	24	24	18.00%	1,735			1,735				159,741	
100 H17.7.14	10,000	16,670	H17.10.31	~	H17.11.7	8	8	18.00%	617			617				149,862	
101 H17.7.27	10,000	17,056	H17.11.8	~	H17.12.9	32	32	18.00%	2,245			2,245				142,299	
102 H17.8.8	10,000	16,304	H17.12.10	~	H17.12.10											127,488	
103 H17.8.29	10,000	16,670	H17.12.10	~	H17.12.10												
104 H17.9.1	10,000	16,670	H17.12.10	~	H17.12.10												
105 H17.10.7	10,000	16,670	H17.12.10	~	H17.12.10												
106 H17.10.31	10,000	16,670	H17.12.10	~	H17.12.10												
107 H17.11.8	10,000	16,670	H17.12.10	~	H17.12.10												
108 H17.12.10	10,000	16,670	H17.12.10	~	H17.12.10												

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算			期間至	期間	割引法	利回り	過払い利息計算			(-)は過払 い、残元金
				自	~	H17.12.10 ~ H17.12.12	3	3	18.00%	188	188	13,304	13,304	
109 H17.12.13	10,000	16,068	H17.12.13 ~ H18.1.19	38	38	18.00%	2,576	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	137,488
110 H18.1.20	10,000	16,068	H18.1.20 ~ H18.1.20	1	1	18.00%	61	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	124,184
111 H18.1.21	10,000	16,068	H18.1.21 ~ H18.1.20	1	1	18.00%	61	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	134,184
112 H18.1.21	10,000	16,068	H18.1.21 ~ H18.1.20	1	1	18.00%	61	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	144,184
113 H18.2.16		16,786	H18.1.21 ~ H18.2.15	26	26	18.00%	1,848	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	129,307
114 H18.3.20		17,052	H18.2.16 ~ H18.3.19	32	32	18.00%	2,040	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	114,295
115 H18.3.23	10,000	15,950	H18.3.20 ~ H18.3.22	3	3	18.00%	169	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	124,295
116 H18.4.19		15,950	H18.3.23 ~ H18.4.18	27	27	18.00%	1,654	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	110,168
117 H18.5.20		16,867	H18.4.19 ~ H18.5.19	31	31	18.00%	1,684	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	94,985
118 H18.5.23	10,000	16,867	H18.5.20 ~ H18.5.22	3	3	18.00%	140	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	104,985
119 H18.5.23	10,000	16,867	H18.5.23 ~ H18.5.22	3	3	18.00%	140	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	114,985
120 H18.6.19		16,911	H18.5.23 ~ H18.6.18	27	27	18.00%	1,531	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	99,745
121 H18.6.21	10,000	16,911	H18.6.19 ~ H18.6.20	2	2	18.00%	98	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	109,745
122 H18.7.18		16,407	H18.6.21 ~ H18.7.17	27	27	18.00%	1,461	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	94,897
123 H18.8.28		16,759	H18.7.18 ~ H18.8.27	41	41	18.00%	1,918	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	80,056
124 H18.9.6	10,000	16,759	H18.8.28 ~ H18.9.5	9	9	18.00%	355	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	90,056
125 H18.10.21		33,509	H18.9.6 ~ H18.10.20	45	45	18.00%	1,998	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	58,900
126 H18.12.28		33,169	H18.10.21 ~ H18.12.27	68	68	18.00%	1,975	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	27,706
127 H19.3.14		408	H18.12.28 ~ H19.3.13	76	76	18.00%	1,038	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	27,706
128 H19.5.20		6,650	H19.3.14 ~ H19.5.19	67	67	18.00%	915	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	22,601
129 H19.6.27		6,650	H19.5.20 ~ H19.6.26	38	38	18.00%	423	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	16,374
130 H19.8.8		6,650	H19.6.27 ~ H19.8.7	42	42	18.00%	339	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	10,063
131 H19.9.8		13,300	H19.8.8 ~ H19.9.7	31	31	18.00%	153	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	3,084
132 H19.10.30		6,650	H19.9.8 ~ H19.10.29	52	52	18.00%	6,650	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	-9,734
133 H19.12.28		13,300	H19.10.30 ~ H19.12.27	59	59	18.00%	13,300	61	61	13,304	13,304	13,304	13,304	-23,034
134 H28.5.11			H19.12.28 ~ H28.5.10	3,057	863	2,194	-9,638	44	44	13,304	13,304	13,304	13,304	-23,034
														-32,775
														元利合計 =

これは 正本 である。

平成28年10月26日

小林簡易裁判所民事1係

裁判所書記官 濱 田 和

